

令和8年度予算編成方針について

内閣府の8月の月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」と指摘している。

東京都においては、「都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。」と分析している。

区財政においては、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、特別区税収入の増加が続く一方、景気変動の影響を受けやすい都区財政調整交付金、ふるさと納税をはじめとする不合理な税制改正による財源流出の拡大、さらには、社会保障関係経費や区民施設・学校施設の整備等に係る経費の増加も見込まれることから、今後も予断を許さない状況にある。

このような状況下にあっても、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決に向け、バックカスティングによる戦略的な事業展開を図りながら、各施策を推進していく必要がある。とりわけ、喫緊の課題に対しては、本年度当初予算の編成等により、対策を講じたところではあるが、引き続き、区民の安全・安心な暮らしを守るため、迅速かつ果敢に施策を実施していかなければならない。

併せて、「文京区公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、多額の費用を要する公共施設整備等についても、将来の財政負担を考慮しながら、必要性を見極めつつ、計画的に実施していく。

これらの取組を実現するため、限られた経営資源の中で、各部間の連携強化と、各部の主体的・自律的な予算編成をより一層推進するとともに、事務事業の選択と集中及び職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い区政運営に取り組み、健全で持続可能な財政運営を図っていく。

こうした視点に立ち、令和8年度予算は、下記に定める方針により編成する。

1 予算編成における主な取組

(1) 課題解決に向けた戦略的な施策の展開

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供するための予算を編成する。

(2) 重点施策の実施

次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を、重点施策として展開する予算を編成する。

- ア 主要課題の解決につながる施策
- イ 区制 80 周年記念に関する施策
- ウ 持続可能な行財政運営を推進する施策
- エ その他、区として重点的に推進する必要があると認められる施策

(3) 各部の主体的・自律的な予算編成の実施

令和 7 年度当初予算編成から「枠」の考え方を刷新し、新たに、上限としての機能を持たない「一般財源各部枠」を設けた。これは、「各部の歳出額」から、「各部の裁量で獲得する特定財源」を差し引いた額を「一般財源各部枠（注1）」として定義し、過去 4 年間の推移を各部に示しながら、予算事務の参考資料として活用する取組である。

令和 8 年度当初予算編成においても、各部は、区財政における運営の担い手としての高い意識を持ち、部内での議論を活発に行いながら、主体的・自律的に予算編成に臨むこととする。

(注 1)

各部の歳出に対して財政課が充当する財源は特定財源とみなさず、各部が獲得する特定財源のみを歳出から差し引いた数値を「一般財源各部枠」と定義する。

具体的には、区民施設整備基金繰入金、学校施設建設整備基金繰入金、森林環境基金繰入金、特別区債、環境整備寄付金（日本中央競馬会からの寄付金）、交通安全対策特別交付金、区市町村振興協会交付金、都市計画交付金を特定財源と見なさないこととする。

(4) その他

ア 多額の費用を要する公共施設整備等においては、各基金を適切に管理するとともに、特別区債の活用による財源確保を積極的に行うこととする。

なお、財政調整基金については、財政運営における弾力性を維持しながら、不測の事態に対処していくため、標準財政規模の30%相当の年度末残高を維持するよう努める。また、特別区債の活用にあたっては、より有利となる借入条件を見極めながら財源確保に取り組むこととする。

イ 区民要望や区議会の動向を的確に把握し、各部において十分検討した上で、納税者の視点を大切にした予算を編成する。

2 予算編成における見積等

(1) 経費の見積り

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積もること。

なお、新規事業の予算化にあたっては、原則として終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を越えた統合等も視野に入れ、より効果の高い手法への見直しを図ること。また、効果やニーズが希薄となっている事業は、各部において、縮小や廃止を積極的に進めること。

なお、経費の見積りに当たっては、過去の決算状況、あるいは、本区または他区等における類似事業の実績等を十分に分析し、合理的に見積もること。

ウ 文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号）の趣旨を踏まえ、労働報酬下限額に留意するなど、適正な価格で見積もること。

エ 各種補助金等（補助金に準ずる負担金及び交付金等を含む。以下「補助金等」という。）については、「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき、基本方針に照らした十分な検証を行うとともに、「補助金等チェックシート」による3年間の実績検証を踏まえた上で、目標の達成状況や効果測定により、整理又は縮小して見積もること。また、補助金等の創設にあたっては「補助金等チェックシート」を作成し、基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行い見積もること。

(2) 内部努力の徹底及び業務の見直し

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事及び予算執行などあらゆる観点で徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、あらかじめ必要となる事務量等を正確に積算した上で、引き続き抑制に努めること。

ウ 文京区人材確保・育成基本方針に示すDX推進に係る内容を踏まえ、積極的なデジタル化により、質の高い行政サービスと区民の利便性を維持しつつ、効率的な業務遂行と、さらなるペーパーレス化の推進に取り組むこと。

エ 情報システムについては、費用対効果を十分検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

なお、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築についても、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

オ 公共施設等については、「文京区公共施設等総合管理計画」における基本的な方針に基づき管理等を行うこと。各部においては、年度ごとの整備計画を定めるとともに、日頃から施設の老朽度や利用状況を的確に把握し、財政負担の平準化等の視点も考慮しながら、計画的に改修・改築を行い、予防保全と長寿命化に取り組むこと。

なお、維持管理経費については、使用料等の受益者負担の積算基礎となるため、経費の見直し及び管理運営の一元化や多様な主体の活用による施設運営を進める等により、縮減に努めること。

カ 建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入し、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。土木工事については、各部において年度ごとの整備計画を定め、一層のコスト縮減に努めること。工事費の高騰など、社会経済状況の変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、高い徴収率を維持しており、引き続き徴収率の維持及び向上を図ることにより、税収の確保に努めること。特に、滞納に対しては現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成状況に細心の注意を払い、これまで以上に積極的に確保すること。

- ウ 特別区財政調整制度における特別交付金については、区独自の行政需要に対応する事業が算定対象となる可能性が高いこと等を踏まえ、歳入の確保に努めること。
- エ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針（平成 28 年度改定）に基づき見積もること。
- オ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。
- カ 貸付金等に係る償還金などの債権は、法令及び条例等の規定に基づき適切かつ効率的な債権の徴収等を行い、債権管理の一層の適正化を図ること。
- キ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決及び多様化する区民ニーズや国等の制度改正に迅速かつ的確に対応していくため、組織内における人員配置を含め、組織的な働き方の見直しや事務事業の徹底した見直し、DXの推進等を行い、組織及び人員の適正化に努めること。

上記取組によってもなお対応が困難で、人員体制の強化が必要であると判断された場合は、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な組織や人員配置等について、適宜・適切に協議すること。

組織及び職員定数の適正化については、上記のほか「文の京」総合戦略における行財政運営に関する事項に基づき取り組むこと。